静岡県告示第647号

静岡県屋外広告物条例による地域又は場所の指定(平成10年静岡県告示第345号)の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域			4	4 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域			
(1) 道路			(1) 道路				
路線名	指定する区間	指定する区域		路線名	指定する区間	指定する区域	
		(静岡市、浜				(静岡市、浜	
		松市、沼津				松市、沼津	
		市、熱海市、				市、熱海市、	
		三島市、富士				三島市、富士	
		宮市、富士				宮市、富士	
		市、御殿場				市、御殿場	
		市、袋井市、				市、袋井市、	
		裾野市及び伊				裾野市及び伊	
		豆の国市の区				豆の国市の区	
		域を除く。)				域を除く。)	
(略)	(略)			(略)			
吉田町	(略)	(略)		吉田町	(略)	(略)	
道富士				道富士			
見幹線				見幹線			
				<u>菊川市</u>	菊川市道嶺田	左記に指定す	
				道赤土	川上線との交	る区間の道路	
				高橋線	差点から菊川	<u>から100メート</u>	
					市道南71号線	ルの等距離線	
					との交差点ま	の範囲内の地	
					<u>での区間</u>	域(用途地域	
						の区域を除	
						<u>< 。)</u>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この告示は、平成29年9月1日から施行する。